

今後の感染症対策に関する指定都市市長会要請

新型コロナウイルス感染症対応を通じて、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響を与え、国民の生命及び健康に加えて、国民生活や社会経済活動の大きな脅威となることが強く認識された。このことを踏まえ、次の感染症危機は必ず到来するという意識のもと、平時から備えを進める必要がある。

国は、感染症法等の関係法令の改正や内閣感染症危機管理統括庁の設置、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「行動計画」という。）の抜本改正など、感染症危機への備えを進めているが、地方においては、保健所設置市にも予防計画の策定が義務付けられるなど、その役割が大きくなってしまっており、特に、人口や産業が集積する大都市として感染拡大時に感染者が集中しやすい指定都市が、その担うべき役割を着実に果たしていくためには、以下のような課題がある。

第一に、財政措置について、地方自治体は、新型コロナウイルス感染症対応において、当時の法制度では想定していなかった様々な事態に対応したが、その経費の多くは国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により賄われた。今般の行動計画では、相談センターの設置・運営や自宅療養者向けの食事の提供など、地方自治体の役割として位置付けられたにも関わらず、国の財政措置の内容が不明瞭なものもあることから、次の感染症危機が発生した場合における対応に万全を期すためには懸念がある。

平時からの感染症対策については、入院医療費や検査に係る経費等が国庫負担及び補助の対象とされているが、その算定割合が不十分であり、特に、感染症危機においても割合が変わらないため、特別交付金の交付に関する規定が創設されたものの、自治体の財政負担が過大になる。また、災害復旧と同様に地方債の特例規定が創設されたが、一義的には地方債以外の財政措置によることが望ましいため、国庫負担及び補助の更なる嵩上げや交付金等による十分な財政措置を講ずるべきである。

第二に、医療DXをはじめとしたDXについて、新型コロナウイルス感染症対応においては、医療DX等が進んでいないことにより、多くの医療機関はFAXで発生届を提出し、保健所はそのシステム入力等に多くの人員が必要となるなど、医療機関や保健所の業務負担が著しく増加しただけでなく、感染症の発生状況の迅速な把握が困難な状況であった。

国の行動計画においては、国と地方公共団体間、各地方自治体間等の情報収集・共有・分析の基盤を整備することの重要性や電子カルテの標準化、電子カルテと発生届の連携に取り組む方針が示されているが、発生届に係るシステムの活用が進まなかつたことを踏まえて、医療DX等の効果的な手法を検討する必要がある。

第三に、感染症対応における一定の権限が道府県に留保されていることで、地域の実情に応じた機動的な対応が困難となる事例もあったことから、これまで、指定都市市長会は、多くの人口を抱える指定都市の実情に応じたきめ細かな対応を可能とするため、繰り返し権限等の移譲に関する要請・提案を行ってきたが、未だ実現には至っていない。この点については、今国会で成立した、「地方自治法の一部を改正する法律」に対して、感染症のまん延などの「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に的確かつ迅速に対処するためには、その前提として、地方公共団体の規模・能力に応じ、

適切に権限が配分されている必要があることに鑑み、都道府県から指定都市等への権限移譲を始め、更なる権限移譲を推進すること。」との附帯決議がなされている。

これらのことと踏まえ、指定都市市長会として、以下のとおり要請する。

記

- 1 感染症危機対応において、地方の役割を十分に果たすことができるよう国の財政措置の内容を明確化し、十分かつ柔軟な財政措置を講ずること。また、平時からの感染症対策に係る国庫負担及び補助の算定割合を引き上げること。
- 2 感染症対策における医療DX等については、医療機関や保健所において、発生届をはじめとする感染症対応が適切かつ最小限の負担で円滑に実施されるよう、効果的な手法を十分に検討した上で、着実かつ迅速に推進すること。
- 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づく各種措置やワクチン流通の調整等に関する権限を道府県知事から希望する指定都市の市長に移譲すること。

また、国の財政措置については、大都市として地域の実情に応じた対策を迅速に実行できるよう、指定都市に対して直接配分すること。

令和6年7月31日
指 定 都 市 市 長 会